

確かに、これまで検討されてきたように、福澤の「安心」言説は、「戯」と「真面目」の相互認識の不断の相対化を意味する「人間の安心法」を基本とし、その不断の相対化が可能であることを、「心」が「廣大無辺」であるということに求めている。

しかし、以上のことから「人間の安心法」を自己の内面の「心」のあり方の問題と考えてみると、福澤の「安心」言説はそこにとどまらず、自己の内面を越えて、他者との関係のあり方も射程に入れていることがわかる。「戯」も「真面目」も共存させることのできる一人の人間の「心」は、他者の存在も寛容に受け入れることのできる「心」でもあるのである。福澤は、このあり方を「世界を広くするの心法」と表現し、「世界広ければ身を処するに易くして、又物を容る可し、以て君子に交はる可し、以て小人を近づく可し、雅俗清濁一切を包羅して、人言聞き去り皆善と称するの安心を得べし」と述べる。つまり、自己の内面の問題においても、他者との関係においても、「心」がその折り合いをつけることができるのはその内実が「廣大無辺」だからなのである。

そもそもこのような他者との関係から考えられる「安心」言説が主張されるのは、その「安心」を得るべき存在が「独立」した存在だからである。他者に依りすぎることなく、心身両面において自律することが福澤の考える「独立」であるが、この「独立」した存在が、「俗界」を相対化し、少しでも社会改良を導く実践者として働きながらも、他者との関係の中で孤立せず、他者との関係を潤滑にすることができるようになるために「安心」言説は語られていたのである。

さらに福澤は、「安心決定」した上は、「独立」した存在として「覚悟」して生きられるということを、自身の体験を踏まえて、述べている。

福澤は、みずからの「安心」について、「一切虚無の間に仏徳の存するものある可し」と述べ、「此辺に心を安んずるは安心の高きもの」と述べ、何の形もない所に「安心」を得ることができると述べている。人間の「心」が「廣大無辺」であるとする福澤は、自己の内面の問題も、他者との関係も、一切みずからの「心」のあり方として処理することが可能であると考へ、「独立」した存在に処世術としてそれを勧めるのである。何かを媒介とするのではなく、今みずからが生きていることそのこと自体の中に「安心」を感じ取ることが福澤の「安心」言説の特質である。

明治期における祖先観の形成——穂積陳重を中心に——

問芝 志保

社会変動に伴う祖先祭祀の変容に関する研究の一環として、祖先祭祀の法制化に携わり、また後進の国民道徳・修養主義および祖先祭祀研究に影響を与えた穂積陳重(以下「陳重」)の祖先祭祀論を検討する。先行研究では、江戸期の寺請制度により庶民間に家意識・仏教的祖先祭祀が広がり、また幕府による統治の仕組みが作られたこと、その上に家族国家イデオロギー的祖先観が明治以降の法制および道徳教育や修養主義などを通じて規範化されて各地域・各階層に広がったことが明らかにされてきた。そこでは陳重のイデオログとしての側面が注目され

る傾向があつたが、本発表では、国内外の時勢や、陳重のリベラル／保守の二面性を持つ法思想、立法者としての立場などに焦点を当てながら陳重の祖先祭祀論の特徴を見ることが、明治期における祖先祭祀の変容の一端を考察する。

陳重は、英・独留学中に人類学・社会学を進取し、進化主義を基盤としたリベラルな民主主義法思想を展開した。ところが、民法典論争(一八八九―九二)において、延期派による個人主義への激しい抵抗、そして延期派の勝利という政治的帰結を目の当たりにした陳重は、法典調査会主査委員に任命され、延期派と断行派との調整役として明治民法編纂に従事することになった。延期派が家制度に基づく民法典成立を正当化するために日本の固有信仰としての「祖先教」を持ち出したことで、結果的に陳重は、断行派や社会主義者への説明としての祖先祭祀論を展開することになったのである。また民法成立直後、陳重は一八九九年ローマ「万国東洋学会」に於て、「Ancestor-Worship and Japanese Law」と題する学術講演を行う、海外の有識者に対し、不平等条約等改正を目指す日本の近代化をアピールしつつ、日本の法制度を祖先祭祀の習慣に照らして説明した。

以上のような状況で展開された陳重の祖先祭祀論は、西洋人類学の知見を多く取り入れたもので、その要素は三点にまとめられる。第一は、祖先祭祀の普遍性である。死者崇拜を非文明的、遅れたもの、克服されるべきものと見る当時の欧米の眼差しに対し、陳重は、人類史上全ての社会で祖先祭祀が行われていたと論じた。また、祖先祭祀の起源は靈魂への恐怖や現世利

益ではなく、人間として自然な敬愛・愛慕の感情から発するもので、宗教ではなく「道德的慣習」であることから、キリスト教の教義とも両立しようとした。第二は、祖先祭祀の統合機能である。血族団体では団結を保つために祖を祭ってきたという。陳重は、特に日露戦争後には、家族国家たる日本で皇室と人々の祭祀対象が同一であることこそ「我皇国の国体が万国に卓越する所以」(穂積陳重「祭祀と政治法律との関係」『穂積陳重八東進講録』岩波書店、一九一九年、八三頁)とまで論じるようになった。第三に、家族国家は擬制的血族団体であるという言説である。血統上の祖先の崇拜のみならず、偉人・功臣・忠臣・義士等も、我々の「精神上的の祖先」として崇敬すべきこと、また被征服者・帰化者は分家や養子と同様、共通の祖先を祀ることで擬制的に血族団体となれることを論じた。

以上見てきたように、陳重の祖先祭祀論は、欧米列国と対等な地位の獲得(特に不平等条約改正)が目指される時勢で、国内における欧化主義と国粹主義の相克を調停し、また海外に対して明治民法の特質を説明する責を負ったという陳重の立場によって、よりよく理解できるだろう。それは、国学的発想の国体論と、西洋人類学の祖先崇拜研究や統合機能に関する言説という、別種の知を取り込むことで、国内外の様々な立場の人々を納得させることを目論んだものであった。陳重が普遍性と道徳性、非宗教性を強調したことにより、祖先祭祀はある種の近代性を帯びることとなったと言えよう。